

投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令案新旧対照条文目次

投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）（第一条関係）	1
銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年 <sup>内閣府</sup> 財務省令第十号）（第二条関係）	5



改正案	現行
<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、<u>役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であること</u>を当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（補償対象債権の評価方法）</p> <p>第三条 法第七十九条の五十六第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 補償対象債権に係る顧客資産が金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この号及び第四条の二第一項第一号において同じ。）に上場されている有価証券である場合 投資者保護基金（以下「基金」という。）が法第七十九条</p>	<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条 証券取引法（以下「法」という。）第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、<u>役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び役員が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（補償対象債権の評価方法）</p> <p>第三条 法第七十九条の五十六第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 補償対象債権に係る顧客資産が証券取引所（外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この号及び第四条の二第一項第一号において同じ。）に上場されている有価証券である場合 投資者保護基金（以下「基金」という。）が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該証券取引</p>

の五十五第一項の規定による公告をした日の当該金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）が発表する当該公告をした日の気配相場又はその日前における直近の日の当該金融商品取引所における最終価格のうち、基金が指定するもの。第四条の二第一項第一号において同じ。）に基づき算出した金額

三 補償対象債権に係る顧客資産が店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）である場合、基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の認可金融商品取引業協会に登録されているときは、基金が指定する認可金融商品取引業協会とする。以下この号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に認可金融商品取引業協会が公表した最終価格。第四条の二第一項第二号において同じ。）に基づき算出した金額

#### 四（略）

2 法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引に際して金融商品

所における最終価格（当該最終価格がないときは、証券業協会が発表する当該公告をした日の気配相場又はその日前における直近の日の当該証券取引所における最終価格のうち、基金が指定するもの。第四条の二第一項第一号において同じ。）に基づき算出した金額

三 補償対象債権に係る顧客資産が店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）である場合、基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されているときは、基金が指定する証券業協会とする。以下この号及び第四条の二第一項第二号において同じ。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に証券業協会が公表した最終価格。第四条の二第一項第二号において同じ。）に基づき算出した金額

#### 四（略）

2 法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引に際して証券会社

取引業者（法第七十九条の二十第一項に規定する金融商品取引業者をいう。）が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする。

（重複補償対象債権に相当する顧客資産の評価金額等）

第四条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 補償対象債権に係る顧客資産のうち社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合における当該補償対象債権（以下この条において「重複補償対象債権」という。）に相当する顧客資産が金融商品取引所に上場されている有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該金融商品取引所における最終価格に基づき算出した金額

二 重複補償対象債権に相当する顧客資産が店頭売買有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該重複補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会が公表する最終価格に基づき算出した金額

三（略）

2（略）

が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする。

（重複補償対象債権に相当する顧客資産の評価金額等）

第四条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 補償対象債権に係る顧客資産のうち社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合における当該補償対象債権（以下この条において「重複補償対象債権」という。）に相当する顧客資産が証券取引所に上場されている有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該証券取引所における最終価格に基づき算出した金額

二 重複補償対象債権に相当する顧客資産が店頭売買有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該重複補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会が公表する最終価格に基づき算出した金額

三（略）

2（略）


銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府令第十号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第五条 法第十九条第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資のうち、<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する金融商品取引所</u>に上場されているものとする。</p> <p>（業務の委託先）</p> <p>第十六条 法第三十五条に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、<u>金融商品取引法</u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）とする。</p>	<p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第五条 法第十九条第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資のうち、<u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項に規定する証券取引所</u>に上場されているものとする。</p> <p>（業務の委託先）</p> <p>第十六条 法第三十五条に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、<u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</u>（昭和六十一年法律第七十四号）<u>第二条第三項に規定する投資顧問業者</u>とする。</p>

